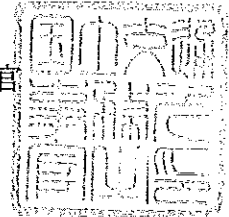




国官運安第375号
国水防第377号
平成27年3月25日

近畿運輸局長 殿

国土交通事務次官



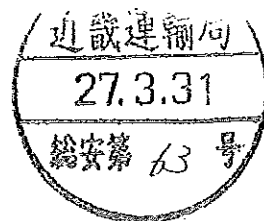
融雪出水期における防災態勢の強化について

貴職におかれては、融雪出水期における防災対策については日頃から尽力されていることと思われるが、今般、「融雪出水期における防災態勢の強化について」（平成27年3月25日付け中防災第9号）（以下「中央防災会議会長通知」という。）が中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知されたところである。

本格的な融雪出水期を迎えるにあたり、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は、積雪が平年を上回っている地域があること、融雪による地すべりによって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に中央防災会議会長通知及び下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、施策の実施に当たっては、高齢者等の要配慮者やこれら関連施設に十分配慮し対処願いたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を徹底されるよう指導されたい。



記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等について助言を求めることができることとされている。指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施するとともに、河川、道路等所管施設や関連施設の管理の強化に努めること。

4. 再度災害の防止及び防災体制の充実

気象・防災情報の収集・伝達及び所管施設や関連施設の管理者・関連事業者等の間の情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制の整備の推進についても留意し、再度災害の防止及び防災体制の充実について遺漏のないよう措置すること。